

○島田市健康づくり推進協議会要綱

平成17年5月5日

告示第68号

(設置)

第1条 市民の健康づくりのための事業を円滑に推進するため、島田市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平26告示56・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康づくり事業の企画に関すること。
- (2) 乳幼児期（胎児の期間を含む。）から高齢期までのそれぞれの時期における特性に応じた健康づくり事業の推進に関すること。
- (3) 島田市健康増進計画の進^{ちよく}捗状況の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の健康づくりのために必要な事項

(平20告示81・平26告示56・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健衛生関係団体の代表者
- (3) 体育関係団体の代表者
- (4) その他の団体の代表者
- (5) 市職員

(平20告示81・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令3告示78・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(平20告示81・平23告示183・一部改正)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

(平23告示183・一部改正)

(部会)

第7条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を必要に応じて置き、これらの部会の協議事項は、協議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	協議事項
歯科保健部会	歯科保健の推進のために必要な事項
健康管理部会	成人の健康管理の推進のために必要な事項
こころの健康部会	心の健康の保持増進のために必要な事項

2 部会は、その協議した事項について協議会に報告するものとする。

3 部会は、委員及び委員以外の者で組織する。

4 部会員(部会に属する者をいう。以下同じ。)は、委員のうちから会長が指名し、及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 部会で協議する案件(以下「案件」という。)に関し学識経験のある者

(2) 案件に係る団体から推薦を受けた者

(3) 案件に係る市の職員

5 前項の規定により委嘱され、又は任命された部会員の任期は、2年を超えない範囲内とし、再任されることを妨げないものとする。

(平23告示183・全改、平24告示39・平26告示56・令3告示78・一部改正)

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、当該部会の部会員の互選により定める。

2 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

3 部会長に事故があるときは当該部会の部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

(平23告示183・追加)

(幹事)

第9条 協議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平20告示81・旧第7条繰下、平23告示183・旧第8条繰下)

(関係者の出席)

第10条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の説明及び意見を聴くことができる。

(平20告示81・旧第8条繰下、平23告示183・旧第9条繰下)

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(平20告示81・旧第9条繰下・一部改正、平23告示183・旧第10条繰下、平26告示75・平27告示110・一部改正)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平20告示81・旧第10条繰下、平23告示183・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の公示の日以後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 榛原郡川根町の編入の日以後最初に第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(平20告示81・追加)

附 則 (平成20年3月31日告示第81号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月26日告示第183号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の第7条第3項の規定により歯科保健部会に属していた委員は、この告示の施行の日、改正後の同条第4項の規定により歯科保健部会に属する者として指名されたものとみなす。

附 則（平成24年3月26日告示第39号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第56号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第75号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月8日告示第110号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第78号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の島田市健康づくり推進協議会要綱（以下「新要綱」という。）第4条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新要綱第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、施行日の前日までに改正前の島田市健康づくり推進協議会要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

3 新要綱第7条第5項の規定は、施行日以後に同条第4項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、施行日の前日までに旧要綱第7条第4項の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。